

# 自治会臨時総会議案書

日 時 2022年2月20日(日)

午前10時開始

会 場 4号棟1階いこいの広場

## 議 案

第1号 自治会規約制定

府中多摩川通り住宅管理組合

## 第1号議案

### 自治会規約制定

1988年度理事会は1989年2月に府中市に自治会設立届を提出しております。多くの組合員および居住者は「自治会」は存在しない、理事会が自治会業務を行うべきものである、という認識でいると思います。しかし、「府中多摩川通り住宅管理組合」という名前で自治会の届け出をしたことから手続き上の問題が発生しております。とりわけ大きな問題となっているのが自治会規約を制定せずに管理組合規約を自治会規約の代用として扱い、自治会総会議事録が存在しないことです。

管理組合でも「自治会」名義で銀行口座を管理しておりますが、マネーロンダリングなどの問題に対応するために銀行は「団体」名義の銀行口座の開設、名義変更手続きを制限しており、年を重ねる毎に厳格になっております。名義変更および新規口座開設の際には自治会規約および自治会総会議事録などの提出を求められておりますが実際には自治会規約と自治会総会議事録はこれまで存在しておりません。このままの状態を放置すると地方自治法改正などの影響もあり、今後は自治会口座の名義変更ができなくなる可能性が高くなっております。また、自治会名義の電話等の各種契約も既に困難な状況になっております。

そこで、居住者のみなさまから見ると変わりはないのですが、「自治会」の任意団体としての体裁を整えるべく、規約制定をし総会および総会議事録を独自につくることにより、対外的な手続きを通しやすくします。その上で、近隣で入出金手続きが容易なゆうちょ銀行に新たに口座開設の予定です。(団体名での口座開設が可能になるので、名義変更の必要がない)

また、理事会が自治会業務を行うべきとの認識は、1989年以降、当住宅の慣習になり今に至っておりますが、新規入居者や、近隣コミュニティから見ると一風変わった運営方法と見られています。近い将来、区分所有者の半数が後期高齢者になる日が来ます。その時に、そのような認識が根強くあると管理組合を担う若い世代に混乱を引き起こすのではないのでしょうか。なぜなら長い共通体験がないために、根本理念が異なる管理組合と自治会が何故一緒になっているのか理解しにくいからです。このような部分についても将来的には改善できるような足がかりにしたいと思います。

自治会役員は管理組合規約での役員選任とは別に自治会規約での役員専任手続きでの選任となります。以下、規約要約です。

1. 自治会名を「多摩住自治会」にする
2. 自治会費は徴求しない
3. 自治会員は届け出により退会できる

※自治会役員は規約制定時点では管理組合役員が兼任します。  
その後、ゆるやかな専任化を目指します